

相 談 事 例

ID : 04-04-002

相談タイトル

テナント建物の賃貸借に係る仲介（媒介）手数料について

Q：ご相談内容

テナント建物（非居住用）の賃貸借に係る宅地建物取引業者の仲介（媒介）手数料は、賃料にかかる消費税を含んだ額の一ヶ月分プラス消費税が上限になると言う理解で良いのか聞きたい。

A：回答

賃貸借の契約成立により生じる、媒介報酬（仲介手数料）には、賃料（借賃）にかかる消費税を除いた額の一ヶ月分を上限とし、その額に消費税額を含めた額となります。

（なお、居住用建物の賃貸借では、賃料に消費税はかかりません）